一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町笹尾字大萩六八一七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年五月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字人谷甲七二三五の二四、甲七二三五の二二、甲七二三五の二三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年五月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区可部町大字勝木字下竹坂二九二六の一、字上竹坂三〇三二一、三〇三三の五、三〇三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択による。
字下竹坂二九二六の一・字上竹坂三〇三二一・三〇三三の五・三〇三五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４３４１号
東京都目黒区下目黒５丁目４番１号
債務者　有限会社パノラマレコーズ
代表者取締役　佐川　　修
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　直
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７０号
千葉県富津市大堀1754番地１
債務者　有限会社平野商店
代表者取締役　平野　富勇
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　博一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３３号
愛知県岡崎市羽根西新町６番地２　ヱルハイム岡崎501
債務者　有限会社華のハーモニー
代表者代表取締役　水谷　鏡子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６３号
東京都東村山市諏訪町１丁目37番地18
債務者　有限会社ウェーブ企画
代表者取締役　小野寺眞由美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋理恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６９号
東京都八王子市下恩方町350番地
債務者　株式会社矢島印刷
代表者代表取締役　矢島　正雄
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾井美恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８０号
東京都中野区中野５丁目36番８号リバーサイドビル
債務者　株式会社アイビジョン
代表者代表取締役　石黒　大樹
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉池　信也
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８２号
東京都千代田区神田佐久間町１丁目９番地
債務者　株式会社けあミックス
代表者代表取締役　中村　雅男
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８４号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目５番12号
債務者　トモエプランニング有限会社
代表者取締役　飯田　文彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利生
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時

東京地方裁判所民事第20部